

第 80 号 議 案

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車
の使用等の公営に関する条例の一部改正の件

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市議会議員及び敦賀市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営
に関する条例（平成 6 年敦賀市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよ
うに改正する。

改正後	改正前
（選挙運動用ポスターの作成の公費の 支払） 第 5 条 敦賀市は、候補者（第 3 条の規 定による届出をした者に限る。）が同 条第 2 号に定める契約に基づき当該契 約の相手方であるポスターの作成を業 とする者に支払うべき金額のうち、当 該契約に基づき作成された選挙運動用 ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当 該作成単価が、<u>5 8 6 円 8 8 銭</u>に当該 選挙におけるポスター掲示場の数を乗 じて得た金額に 3 1 6 , 2 5 0 円を加 えた金額を当該選挙におけるポスター 掲示場の数で除して得た金額（1 円未 満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度額」と いう。）を超える場合には、当該単価 の限度額）に当該選挙運動用ポスター の作成枚数（当該候補者を通じて当該 選挙におけるポスター掲示場の数に相	（選挙運動用ポスターの作成の公費の 支払） 第 5 条 敦賀市は、候補者（第 3 条の規 定による届出をした者に限る。）が同 条第 2 号に定める契約に基づき当該契 約の相手方であるポスターの作成を業 とする者に支払うべき金額のうち、当 該契約に基づき作成された選挙運動用 ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当 該作成単価が、<u>5 4 1 円 3 1 銭</u>に当該 選挙におけるポスター掲示場の数を乗 じて得た金額に 3 1 6 , 2 5 0 円を加 えた金額を当該選挙におけるポスター 掲示場の数で除して得た金額（1 円未 満の端数がある場合には、その端数は 1 円とする。以下「単価の限度額」と いう。）を超える場合には、当該単価 の限度額）に当該選挙運動用ポスター の作成枚数（当該候補者を通じて当該 選挙におけるポスター掲示場の数に相

当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第6条 敦賀市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、8円38銭を超える場合には、8円38銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第6条 敦賀市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における当該法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条の2ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 81 号 議 案

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正の件

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料その他の給与に関する条例（昭和 32 年敦賀市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 （略） （市長の給料に関する特例措置） 2 ～ 6 （略） <u>7 市長の令和 7 年 1 月 1 日から令和</u> <u>8 年 1 月 31 日までの期間に係る給料</u> <u>月額は、第 2 条の規定にかかわらず、</u> <u>同条に規定する額からその額の 100</u> <u>分の 20 に相当する額を減じて得た額</u> <u>とする。ただし、その期間において支</u> <u>給されることとなる期末手当及びその</u> <u>期間に退職した場合において支給され</u> <u>ることとなる退職手当の計算の基礎と</u> <u>なる給料月額は、同条に規定する額と</u> <u>する。</u> （助役の給料に関する特例措置） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） （副市長の給料に関する特例措置） <u>10</u> （略）	附 則 （施行期日） 1 （略） （市長の給料に関する特例措置） 2 ～ 6 （略） （助役の給料に関する特例措置） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略） （副市長の給料に関する特例措置） <u>9</u> （略）

<u>1 1</u> (略)	<u>1 0</u> (略)
<u>1 2</u> (略)	<u>1 1</u> (略)
<u>1 3 副市長の令和 7 年 1 1 月 1 日から</u> <u>令和 8 年 1 月 3 1 日までの期間に係</u> <u>る給料月額は、第 2 条の規定にかか</u> <u>わらず、同条に規定する額からその</u> <u>額の 1 0 0 分の 5 (市民生活部に関</u> <u>する事務を担当する副市長にあつて</u> <u>は、1 0 0 分の 1 0) に相当する額</u> <u>を減じて得た額とする。ただし、そ</u> <u>の期間において支給されることとな</u> <u>る期末手当及びその期間に退職した</u> <u>場合において支給されることとなる</u> <u>退職手当の計算の基礎となる給料月</u> <u>額は、同条に規定する額とする。</u> (収入役の給料に関する特例措置)	(収入役の給料に関する特例措置)
<u>1 4</u> (略) (平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当 に関する特例措置)	<u>1 2</u> (略) (平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当 に関する特例措置)
<u>1 5</u> (略) (令和 2 年 6 月に支給する期末手当に 関する特例措置)	<u>1 3</u> (略) (令和 2 年 6 月に支給する期末手当に 関する特例措置)
<u>1 6</u> (略)	<u>1 4</u> (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

提案理由

本市職員の死亡事案に係る管理監督責任及び市民の市政に対する信用を失墜したことに対する責任を明らかにするため、市長及び副市長の給料の額を減額したいので、この案を提出する。

第 82 号 議 案

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市営駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 29 年敦賀市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(利用料金等)				(利用料金等)			
第 13 条 (略)				第 13 条 (略)			
2 指定管理者は、自動車駐車場を利用する者の利便を図るため、当該自動車駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券を発行することができる。				2 指定管理者は、自動車駐車場を利用する者の利便を図るため、当該自動車駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券及びプリペイドカードを発行することができる。			
3 (略)				3 (略)			
4 利用料金は、第 4 条第 2 号に掲げる車両（以下「自動車」という。）を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、第 2 項の規定により定期駐車券を発行する場合は、その発行の際、徴収する。				4 利用料金は、第 4 条第 2 号に掲げる車両（以下「自動車」という。）を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、第 2 項の規定により定期駐車券又はプリペイドカードを発行する場合は、その発行の際、徴収する。			
5・6 (略)				5・6 (略)			
別表（第 13 条関係）				別表（第 13 条関係）			
駐車場	種別	金額		駐車場	種別	金額	
敦賀駅前立体	普通駐車場の料	1 時間ごとに	1 入庫からの駐車時間が 1 時間以内であ	敦賀駅前立体	普通駐車場の料	1 時間ごとに	1 入庫からの駐車時間が 1 時間以内であ

駐車場	金	200	るときは、無料とする。
		円	2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
			3 24時間までの 平日 上限額を800 に入 円とする。 庫
			4 24時間までの 休日 上限額を1,0 等に 00円とする。 入庫
			5 駐車時間が24時間を超える場合は、 24時間ごとに再入庫したもののみならず、2及び3又は2 及び4の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
白銀駐 車場	定期駐 車券の 料金	(略)	(略)
白銀駐 車場	普通駐 車の料	1時間 ごとに	1 入庫からの駐車時間が1時間以内であ
駐車場	金	100	るときは、無料とする。
		円	2 駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
			3 駐車時間が8時間 を超える場合は、2 4時間まで800円 とする。
			4 駐車時間が24時間を超える場合は、 24時間に達した時 以後24時間ごとに 2及び3の方法により算定した額を24時間までの額に加算する。
白銀駐 車場	定期駐 車券の 料金	(略)	(略)
	プリペ イドカ ードの 料金	6,0 00円 相当券	5,000円
白銀駐 車場	普通駐 車の料	1時間 ごとに	1 入場からの駐車時間が1時間以内であ

	金	1 0 0 円	るときは、無料とする。
			2 駐車時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
			3 <u>2 4 時間までの上限額を 7 0 0 円</u> とする。
			4 駐車時間が 2 4 時間を超える場合は、 <u>2 4 時間ごとに再入庫したもの</u> とみなして、2 及び 3 の方法により算定した額を 2 4 時間までの額に加算する。
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略)
	定期駐車券の料金	(略)	(略

			きは、３０分として 計算する。				きは、３０分として 計算する。
		<u>3</u>	<u>24時間までの</u>			<u>3</u>	<u>駐車時間が4時間</u>
		<u>平日</u>	<u>上限額を800</u>				<u>を超える場合は、2</u>
		<u>に入</u>	<u>円とする。</u>				<u>4時間まで700円</u>
		<u>庫</u>					<u>とする。</u>
		<u>4</u>	<u>24時間までの</u>				
		<u>休日</u>	<u>上限額を1,0</u>				
		<u>等に</u>	<u>00円とする。</u>				
		<u>入庫</u>					
		<u>5</u>	<u>駐車時間が24時</u>			<u>4</u>	<u>駐車時間が24時</u>
			<u>間を超える場合は、</u>				<u>間を超える場合は、</u>
			<u>24時間ごとに再入</u>				<u>24時間に達した時</u>
			<u>庫したものみなし</u>				<u>以後24時間ごとに</u>
			<u>て、2及び3又は2</u>				<u>2及び3の方法によ</u>
			<u>及び4の方法により</u>				<u>り算定した額を24</u>
			<u>算定した額を24時</u>				<u>時間までの額に加算</u>
			<u>間までの額に加算す</u>				<u>する。</u>
			<u>る。</u>				

備考

1

この表において「平日」とは、
休日等以外の日をいい、「休日等
」とは、土曜日、日曜日、国民の
祝日に関する法律（昭和23年法
律第178号）第3条に規定する
休日及び市長が別に定める日をい
う。

2

（略）

3

「平日定期駐車券」とは、月の
初日から当該月の末日までの間の
平日（自動車駐車場の駐車のために
供する部分の全てが利用されてい

備考

1

（略）

2

「平日定期駐車券」とは、月の
初日から当該月の末日までの間の
土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第1

るときを除く。)に、自動車を駐車できるものをいう。 <u>4</u> (略)	<u>78号)第3条に規定する休日を除く日</u>(自動車駐車場の駐車の利用に供する部分の全てが利用されているときを除く。)に、自動車を駐車できるものをいう。 <u>3</u> (略)
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前に入庫し、同日以後に出庫した駐車場の利用に係る駐車料金については、この条例による改正後の別表の規定を適用する。

提案理由

敦賀駅周辺駐車場の混雑緩和を図るため、料金体系を改定したいので、この案を提出する。

第 83 号 議 案

公立大学法人敦賀市立看護大学の第3期中期目標を定める件

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、次のとおり公立大学法人敦賀市立看護大学の第3期中期目標を定めることについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

公立大学法人敦賀市立看護大学の第3期中期目標を定めたいので、この案を提出する。

公立大学法人敦賀市立看護大学第3期中期目標

公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）は、敦賀市立看護大学を設置し、及び管理することを通して、豊かな教養と総合的な判断力、高度な専門的知識と実践力を有する人材を育成するとともに、看護の発展に貢献できる質の高い研究に取り組むことにより、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的としている。

近年、大学を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、少子化に伴うこどもの減少と同時に、看護系大学の設置が全国的に進む中、「選ばれる大学」としてあり続けるためには、地元入学者を確保するための入試制度の整備や地元就職者数の増加に資する地域医療機関等との連携、地元看護職を対象とした大学院プログラムの展開などの地域のニーズに対応した大学運営が重要である。

また、IT技術の急速な進化をはじめ、日々変化する医療現場にて求められる技術・能力を身に付けることができる教育を提供していく必要がある。

このため、敦賀市は、法人が社会情勢の変化に対応しながら、地域とともに発展しつづけることができるよう、この中期目標を定める。

1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

(1) 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日までの6年間とする。

(2) 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、敦賀市立看護大学に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

看護学部看護学科

大学院看護学研究科

助産学専攻科

2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

(1) 教育に関する目標

ア 教育の成果・内容に関する目標

(ア) 地域医療の充実と発展を自らの使命とし、現場の課題解決が出

来る研究的思考を備え、地域に貢献できる人材を育成する。

(イ) 学生が看護師や保健師、助産師の国家試験に合格できるよう組織的な支援を行い、常に全国平均以上の合格率を目指す。

(ウ) 医療やITの進展、地域医療等における社会的要請の変化を見据え、教育内容及びカリキュラムの点検と見直しを行う。

＜看護学部看護学科＞

豊かな教養を身に付けた自立した社会人であると同時に、高度な医療に対応できる専門的知識、技術、倫理観を身に付け、人に対する畏敬の念をもって看護を実践できる人材を育成する。

＜大学院看護学研究科＞

高度な看護実践力を基盤にした学術研究を通して、看護技術の開発に貢献すると同時に、看護学の発展に寄与し、その成果を地域に還元することができる人材を育成する。

＜助産学専攻科＞

助産に関する高度な知識と正確な技術をもって、地域の女性の生涯にわたる健康支援に貢献できる助産師を育成する。

イ 教育の実施体制に関する目標

教育の質を高めるため、学生による授業評価に加え、卒業生へのアンケート調査による評価などの組織的な教育改善活動に取り組むとともに、教職員個々の能力を保証し、育成・向上を図るための全学的な研修等を継続的に行う。

ウ 学生支援に関する目標

(ア) 履修指導をはじめとした学習や学生生活に関する相談支援、授業料免除制度の適切な運用、各種奨学金の情報提供などによる経済的な支援を行い、退学・休学・留年等を最小限に抑える。

(イ) 学生へのハラスメント防止のため、教職員への研修や指導を行うとともに、ハラスメント発生時に備え、学生に対する研修や相談窓口の周知、組織的な支援体制等の充実を継続して行う。

(ウ) 学生のキャリア教育を実施し、それぞれの希望に沿った進学・就職ができるよう支援する。

エ 学生の確保に関する目標

(ア) 高校等と連携し、受験生及び保護者に積極的な情報発信を行う

ことにより、多くの優れた受験生を確保する。

- (イ) 令和8年度入学者選抜試験より実施する推薦入試における募集人数の拡大の結果を分析し、地域医療への貢献を目指す学生をより多く確保できる入学試験制度を整備する。
- (ウ) 社会人や臨床現場の看護職など、多様なステークホルダーを対象とした広報活動を展開し、潜在的な志願者の開拓を目指す。
- (エ) 中長期的な学生募集を見据え、地元の児童生徒に対して、大学や看護への興味・関心を促すような取組を行う。

(2) 研究に関する目標

ア 研究の成果・内容に関する目標

- (ア) 教員それぞれの専門領域の研究に加え、関係機関との連携のもと、地域のニーズに応じた研究を組織的に推進し、研究活動の活性化を図る。
- (イ) 地域における健康課題について研究を行い、その成果を地域に還元する。

イ 研究の実施体制に関する目標

- (ア) 研究費の適切な配分や研究サポート体制の更なる整備を行うなど、組織的な研究実施体制を強化する。
- (イ) 地域・在宅ケア研究センター及び救急・災害看護研究センターを拠点として、引き続き、地域のニーズや健康課題に即した研究を行う。
- (ウ) 研究倫理の遵守及び研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保に関する組織的な対応を行う。

(3) 地域貢献・国際交流に関する目標

ア 地域貢献に関する目標

- (ア) 地域社会の健康や福祉に関するニーズを把握し、住民の健康や福祉に寄与する方策を提言する。
- (イ) 健康事業の実施や健康に関する講座等の実施を通して、地域住民の健康増進に寄与する。
- (ウ) 医療・看護従事者や地域住民が大学で学ぶことができるよう、授業を履修・聴講できる制度を継続するとともに、看護職向けの教育プログラムの充実を図る。

- (エ) 地域と学生・教職員の結び付きを深めるため、地域住民と交流する機会を充実させる。
- (オ) 学生に地域の医療機関の情報や魅力を積極的に提供するなど、市内就職の増加に向けた取組を強化し、卒業生及び修了生の2割以上の市内定着を目指す。
- (カ) 地域に開かれた大学として、大学の施設・設備を広く地域住民や団体、市内教育機関等の利用に供する。
- (キ) 災害時における避難所としての機能の維持・向上を図るとともに、教職員が敦賀市や医療機関、消防署等と連携し、被災した地域住民の救護・支援等に円滑に協力できる体制を確保する。

イ 国際交流に関する目標

大学の教育研究水準を向上させ、国際的視野を持つ人材を養成するため、国外の教育研究機関との連携・交流を図る。

3 大学運営に関する目標

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

ア 組織体制に関する目標

- (ア) 理事長、理事、幹部職員の連絡を密にし、適切な役割分担を行い、迅速で柔軟な意思決定を行う。
- (イ) 大学運営に教職員の優れた意見を反映できる仕組みを構築し、有効に機能させる。
- (ウ) 組織内の迅速な情報共有体制を維持し、理事長、理事、教職員が一体となって大学運営に取り組む。
- (エ) 内部統制の仕組みを適切に運用するとともに、法改正や社会的要請の変化が生じた際は、迅速に体制の見直しを行う。

イ 人事の適正化に関する目標

- (ア) 働く意欲を高め、大学の教育研究の質を向上させるため、理事長、理事、教職員の業績を適正に評価する。
- (イ) 職位、専門分野、年齢、財務等のバランスを考慮した上、中長期的な視点で教職員の採用計画を策定・公表し、教員組織の構築・維持に取り組む。

(2) 財務内容の改善に関する目標

ア 自己収入の確保に関する目標

- (ア) 科学研究費補助金をはじめ、外部資金の獲得についての数値目標を設定し、積極的に取り組む。
- (イ) 学納金や施設使用料等について、適正な金額を定め、収入の確保に努める。
- エ 経費の適切な使用に関する目標
教職員のコスト意識を高め、業務の効率的な執行を図るとともに、経費の抑制に努める。
- ウ 安定した大学運営に関する目標
物価、人件費等の変動や社会情勢の変化を注視し、将来にわたり安定した大学運営が行われるよう、自律的かつ継続可能な財務運営を行う。
- (3) 自ら行う点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
 - (ア) 自己点検評価を定期的 to 実施し、認証評価機関が行う大学評価、評価委員会が行う法人評価の結果と併せ、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。
 - (イ) 常に内部質保証体制の整備を図り、教学 I R システムの活用等により、エビデンスに基づいた自己点検評価を行う。
- (4) 広報・情報公開に関する目標
 - (ア) 大学の広報や情報発信を組織的・戦略的に行い、大学のイメージアップを図る。
 - (イ) 社会的説明責任を果たすため、大学における教育や運営に関する情報を積極的に公開する。
- (5) その他業務運営に関する目標
 - ア 施設・設備の整備及び活用に関する目標
 - (ア) 長期的な視点に立って施設・設備の整備を図り、良好で快適な環境の維持に努める。
 - (イ) 施設の長寿命化を図るための劣化診断等を行い、必要に応じて改修計画を策定する。
 - (ウ) 附属施設における専門機器や学術資料を継続的に整備し、教育研究活動及び地域貢献活動に有効活用する。
 - (エ) 情報システムの最適化及び業務への有効活用を図る。
 - イ 危機管理等に関する目標

- (ア) 災害に備え、継続的に訓練を行うほか、災害対応に必要な物資の充実を図る。
- (イ) 災害、天候、感染症等の状況に応じた迅速な対応を行い、学生・教職員の安全を確保する。
- (ウ) 長時間労働の防止を含む安全衛生管理と職場内のハラスメント防止に努め、事案が発生した際は、迅速かつ厳正に対処する。
- (エ) 情報セキュリティの確保について、人的側面と技術的側面の双方からの取組により、インシデントの発生を抑えるとともに、事案が発生した際は、迅速に対処する。

第 8 4 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀赤レンガ倉庫の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称
敦賀赤レンガ倉庫
- 2 指定管理者となる団体
東京都港区港南 1 丁目 2 番 7 0 号
株式会社丹青社
代表取締役社長 小 林 統
- 3 指定期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀赤レンガ倉庫の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 85 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市営駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 敦賀駅前立体駐車場
- (2) 白銀駐車場
- (3) 敦賀駅東口駐車場

2 指定管理者となる団体

タイムズグループ

代表者 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズ 24 株式会社

代表取締役 西 川 光 一

構成員 東京都品川区西五反田 2 丁目 20 番 4 号

タイムズサービス株式会社

代表取締役 川 崎 計 介

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀市営駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第 86 号 議 案

建物取得の件

次のとおり建物を取得する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 建物の所在地 敦賀市本町 1 丁目 4 番地 2
- 2 建物の構造及び床面積
 - (1) 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建
 - (2) 床面積 731.23 平方メートル
- 3 取得予定価格 金 44,900,000 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市在住 個人 ほか 1 名

提案理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

第 87 号 議 案

栗野地区認定こども園用地取得の件

栗野地区認定こども園用地として次のとおり土地を取得する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 土地の所在地 敦賀市櫛林 8 号堂ノ上 8 番 1 ほか 6 筆
- 2 土地の地目及び面積 田 6, 9 4 7. 2 6 平方メートル
合計 6, 9 4 7. 2 6 平方メートル
- 3 取得予定価格 金 1 7 4, 2 7 5, 5 3 8 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市在住 個人 ほか 4 名

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この案を提出する。

第 88 号 議 案

敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約変更の件

敦賀市立やまびこ園増築等建築工事請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契 約 の 目 的 敦賀市立やまびこ園増築等建築工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 内 容 契約の金額
変更前 金 3 2 7 , 3 6 0 , 0 0 0 円
変更後 金 4 0 4 , 6 7 9 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 福井県敦賀市観音町 1 2 番 1
株式会社塩浜工業
代表取締役 塩 浜 都 広
- 5 変 更 理 由 一部工事内容の変更

提案理由

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、この案を提出する。

第 89 号 議 案

教職員用端末購入の件

教職員用端末を次のとおり購入する。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- | | | | |
|---|-----------|---|------|
| 1 | 財産の種別及び数量 | 教職員用端末 | 460台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 契約の金額 | 金164,232,200円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 福井県敦賀市昭和町2丁目2番地22
株式会社TAS
代表取締役社長 加 藤 宏 吉 | |

提案理由

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。